



JA福岡市東部

退職金専用定期貯金

平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)

退職金お受取後

3年以内の
組合員様限定

最大



年25%

(税引後 年1.992%)

退職金定期
特別金利

年2.0%

(税引後 年1.593%)

+

本キャンペーン中に
受給権が発生する
公的年金の振込口座を
指定していただいた方

年0.5%

(税引後 年0.398%)

JAバンクのキャッシュカードは、セブン銀行、ローソンATMやイーネットATM等のコンビニATMでもご利用いただけます。

金融機関等	お取引 内容	ご利用手数料		
		平日※ 8:45～18:00	土曜日※ 9:00～14:00	その他時間帯※
JAバンク	入出金	無料	無料	無料
セブン銀行 イーネットATM ローソンATM	入出金	無料	無料	108円

※稼働時間はATMにより異なります。ATM稼働時間であっても、JAバンクのキャッシュカードによるお取引が出来ない場合がございます。詳しくはお取扱のJA、またはご利用ATMの掲示等でご確認ください。
※イーネットATMはファミリーマート、ポプラ等に設置されています。またコンビニエンス・ストアの一部店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合がございます。詳しくはご利用のATMの掲示等でご確認ください。

JAはどなたでもご利用いただけます。

組合員とは…

福岡市東区・博多区にお住まいの方はどなたでもご加入いただけます。1,000円のご出資をしていただくことでご加入できます。出資金は、脱退時には返金になります。詳しくは、窓口にお尋ねください。

※ご利用に際しては、事前にお近くのJAにお問い合わせ下さい。

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞退職金専用定期貯金「ドリームライフ」

(平成30年4月2日現在)

商品名	・スーパー定期貯金（単利型）退職金専用定期貯金「ドリームライフ」
ご利用いただける方	・退職金をお受け取りになる個人の方で当JAの組合員または組合員に加入いただける個人の方 ご本人名義のみの取り扱いとさせていただきます。 ・当組合にお預け入れいただいている貯金からのお預け替えはできません。
期間	・定型方式 3か月 ・自動継続（元金継続または元利金継続）として取り扱います。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1口 100万円以上 ただし、退職金額が上限となります。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の特別金利を満期日まで適用します。なお自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・取扱い期間中に金利が大幅に変動した場合は金利の設定を見直すことがあります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・お利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または総務部コンプライアンス課（電話：092-621-4689）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】（電話：092-711-3855）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部コンプライアンス課またはJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 「ドリームライフ」の取扱期間は下記の通りです。 平成30年4月2日（月）から平成31年3月29日（金） ・ JA福岡市東部限定の特典として次のとおり取り扱います。 （1）特別金利 年利2%（税引前） なお、本キャンペーン期間中に受給権が発生する公的年金の振込口座を指定していただいた方はさらに0.5%（税引前）の上乗せを行います。 ・ 契約日を基準として過去3年以内に振り込まれた退職金についてご契約いただけます。 ・ 申込時に「退職所得の源泉徴収票」「退職金支給明細書」「退職金振込通帳」など退職金受取額を確認できる書類の写しをいただきます。 ・ 2.5%適用希望の場合は、年金の裁定請求書または年金の指定替えハガキまたは年金定期便の写しを、申込時にいただきます。 ・ 商品内容について、上記お取扱期間中であっても、金融情勢等によりお取扱内容を変更する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA福岡市東部

商品概要説明書

大口定期貯金 退職金専用定期貯金「ドリームライフ」

(平成30年4月2日現在)

商品名	・大口定期貯金 退職金専用定期貯金「ドリームライフ」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・退職金をお受け取りになる個人の方で当J Aの組合員または組合員に加入いただける個人の方 ・ご本人名義のみの取り扱いとさせていただきます。 ・当組合にお預け入れいただいている貯金からのお預け替えはできません。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 3か月 ・自動継続（元金継続または元利金継続）として取り扱います。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000万円以上 ただし退職金額が上限となります。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の特別金利を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・お利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当J A所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により算出した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または総務部コンプライアンス課（電話：092-621-4689）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】（電話：092-711-3855）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部コンプライアンス課またはJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 「ドリームライフ」の取扱期間は下記の通りです。 平成30年4月2日（月）から平成31年3月29日（金） ・ JA福岡市東部限定の特典として次のとおり取り扱います。 （1）特別金利 年利2%（税引前） なお、本キャンペーン期間中に受給権が発生する公的年金の振込口座を指定していただいた方はさらに0.5%（税引前）の上乗せを行います。 ・ 契約日を基準として過去2年以内に振り込まれた退職金についてご契約いただけます。 ・ 申込時に「退職所得の源泉徴収票」「退職金支給明細書」「退職金振込通帳」など退職金受取額を確認できる書類の写しをいただきます。 ・ 2.5%適用希望の場合は、年金の裁定請求書または年金の指定替えハガキまたは年金定期便の写しを、申込時にいただきます。 ・ 商品内容について、上記お取扱期間中であっても、金融情勢等によりお取扱内容を変更する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA福岡市東部